

児童福祉法に基づく家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（案） に対するご意見について

上記案につきまして、平成26年5月26日から6月25日までの間、ご意見を募集したところ、1名の方からご意見をいただきました。貴重なご意見ありがとうございました。提出されたご意見につきましては、基準案に関するもの以外のものでありますが、今後の子ども・子育て支援に関する施策に対する貴重なご意見として参考にさせていただきます。

提出されたご意見

- 一時的保育の受け皿が不足していると感じられるので、子育て支援拠点でも、一時的保育の受入れを実施すべきである。また、保育園併設の支援拠点等でも一時的保育の機能を設置すべきではないか。
- 一時的保育の保育料を設定し、利用者から徴収すべきである。
- 一時的保育の職員配置は、施設の規模により、管理者が設定する必要がある。
- 共働き家庭だけでなく、家庭で保育している家庭も考えてもらえる制度であってほしい。